

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	木部地区	令和2年9月30日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	62.94ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	46.20ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計(法人は除く)	3.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	22.0ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

木部地区については、認定農業者の法人が主に地域の担い手となっており、5年間は大きな問題は生じないと考えられる。しかし、10年後を考えると構成員の高齢化により担い手不足が懸念されるため、青年就農者等を取り入れる必要がある。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

木部地区の農地利用は基本的には、認定農業者の法人に集約化している。今後も、木部地区の農地は人・農地プランに記載されている中心経営体に地権者と耕作者と協議しながら集積していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農法	A	水稲等	31.0 ha	水稲等	50.0 ha	
認農法	B	水稲、麦、大豆	9.5 ha	水稲、麦、大豆	12.5 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2人		40.5 ha		62.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

アンケート結果では、現在貸付け等の意向はないが、今後、高齢化により農業をリタイアする方が増えてくると思われるので、地区の総会等で農地の貸付け等の意向の確認を行う。

農地中間管理機構の活用方針

木部地区は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地の利用権設定をおこなう際には、農地中間管理機構を活用していく。

基盤整備への取組方針

木部地区としては、大区画化を目指した基盤整備や水路改修等について、今後どのように対策をしていくか地区で協議を行う必要がある。

新規・特産化作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物が主になっている。今後、必要であれば、収益性の高い園芸作目の導入についても地区で検討する。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害防止対策について、どのようにしていくか地区で協議を行う必要がある。